

平成 22 年度決算に基づく財政健全化判断比率

1 平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率

健全化判断比率	むかわ町	摘 要	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (- 2. 66%)	黒字のため算出されません	14. 38%	20. 00%
連結実質赤字比率	— (- 6. 99%)	黒字のため算出されません	19. 38%	35. 00%
実質公債費比率	18. 0%	—	25. 0%	35. 0%
将来負担比率	90. 0%	—	350. 0%	—

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示し、参考として黒字の比率を括弧内にマイナス表記しています。

※平成 21 年度決算において実質公債費比率が 18%を超えたことから、起債には知事の許可が必要になりました。このため、平成 22 年度から公債費負担適正化計画に基づき、後年度負担の軽減に努めています。(平成 21 年度決算における実質公債費比率：19. 0%)

★用語の説明

【実質赤字比率】

むかわ町の一般会計等（普通会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率

【連結実質赤字比率】

むかわ町の全会計の赤字や黒字を合算し、町としての赤字の程度を指標化し、まちの運営の深刻度を示す比率

【実質公債費比率】

むかわ町の借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率（3 年間の平均）

【将来負担比率】

むかわ町の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来財政を圧迫する可能性の高さを示す比率

●早期健全化基準

基準を超えると財政状況が悪化した「早期の財政健全化が必要な自治体」とされ、財政健全化計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければならない。

●財政再生基準

基準を超えると財政が著しく悪化した「財政の再生が必要な自治体」とされ、財政再生計画の策定が義務付けられ、財政状況の回復を図らなければならない。

2 平成 22 年度決算に基づく資金不足比率 (各公営企業会計ごとの比率)

会計の名称	むかわ町	摘 要	経営健全化基準
上水道事業会計	—	資金不足はありません	20. 0%
下水道事業会計	—	資金不足はありません	20. 0%
病院事業会計	—	資金不足はありません	20. 0%

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

★用語の説明

【資金不足比率】

各公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

【経営健全化基準】

基準を超えた場合、公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければならない。